

新しい働き方クラブ交流会

～起業のススメ！～

2024年1月12日

20時～21時半

ZOOMによるオンラインセミナー



目次：

1. 起業を目指そう
2. 屋号または会社を作ろう！
3. 節税のための経費に関するノウハウ

1. 起業を目指そう

いきなり質問です！

あなたは起業をしたいと考えてますか？

新しい働き方では“起業”を目指そう！

起業をすすめる理由

- ▶ 折角新しい働き方で“会社員”がメインでなければ、自分で“会社”を経営する側に回ろう（個人事業主の選択肢もあり）
- ▶ 起業することによって、仕事もさらにやり甲斐、張り合いがでる。
- ▶ 新しい働き方であるが故に重要な金銭管理が、起業すれば否が応でもやらざるを得なくなる。
- ▶ 起業して、毎年成長していくことに喜びがある。
- ▶ 起業することによる社会的信用は大きい（特に法人を作った場合）

私が起業した理由を参考に記します

- ▶ 元々サラリーマンを行うつもりはなかった（笑）家が自営業だった
- ▶ 2009年頃勤めていた会社で勉強会等を主宰していたとき、殆ど一人で企画・テーマ選定、メールでの案内、司会、アンケート、講師の接待などを行っていたときがあり、周りの何名からか“大森さん独立して起業した方が良いのでは？成功しますよ”と言われて真に受けた。
- ▶ 前の会社から他の会社に移ろうと思ったときも何名かから大森さんは顧問とかが向いてそう！と言われて、真に受けた。

創業する上でのポイント

▶ 創業したいと思ったらやること5つ

1. 生活するために毎月いくらの売上げが必要か正確に算定する
2. 売れ続ける仕組みが出来れば起業前に準備する
3. できるだけ1個の利益幅が大きいこと
4. 売上げが充分に上がるまでは固定費をできるだけ切り詰める
5. 売上げがなくても最低一年間暮らせる資金を用意する

▶ 創業するとしたら、以下の3つが重要

1. 固定費が掛からない事業を選ぼう
2. 毎月仕入れ、原価が掛からない事業を選ぼう
3. 継続的に安定して売上げがあがる事業を選ぼう

何で起業するか選択しよう！

- ▶ 創業したいと思ったらやること5つ
 1. 生活するために毎月いくらの売上げが必要か正確に算定する
 2. 売れ続ける仕組みを出来れば起業前に準備する
 3. できるだけ1個の利益幅が大きいこと
 4. 売上げが充分に上がるまでは固定費をできるだけ切り詰める
 5. 売上げがなくても最低一年間暮らせる資金を用意する
- ▶ 創業するとしたら、以下の3つが重要
 1. 固定費が掛からない事業を選ぼう
 2. 毎月仕入れ、原価が掛からない事業を選ぼう
 3. 継続的に安定して売上げがあがる事業を選ぼう
- ▶ “顧問”は当てはまってると思います

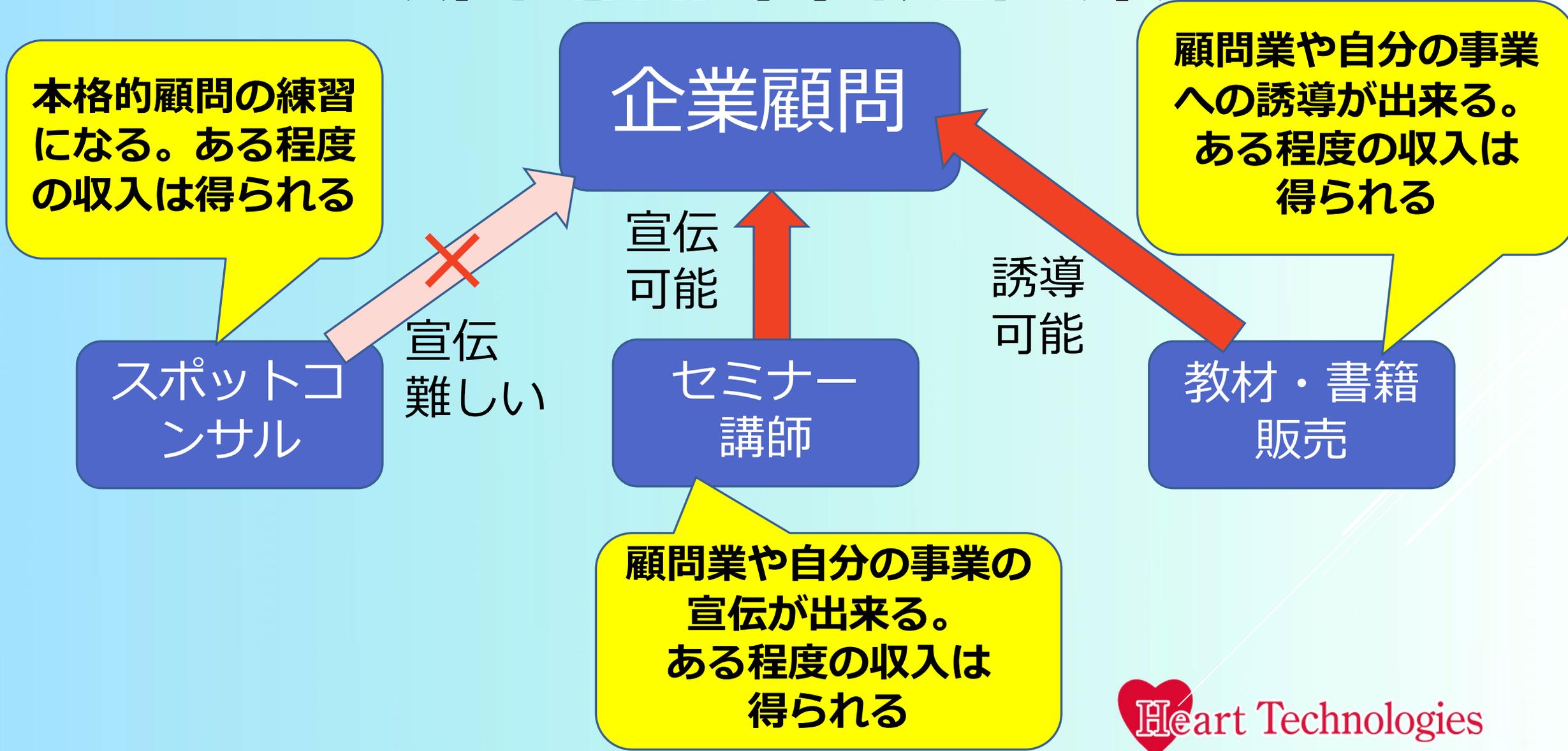
そうはいうものの会社を作るべきか？

- ▶ 会社を作るべきか？ 作るとしたらどういうタイミングが良いか？ についてお伝えしたいと思います！
- ▶ 事業は“顧問”とは限りませんので、皆さんそれぞれの立場、思っていることに照らし合わせて聴いてみてください。

質問2

- ▶ 起業するとしたら、どんな業種で起業したいですか？

顧問と副業関連図案





2. 屋号または会社を作ろう！

創業は、会社設立がMUSTではない

▶ 創業した後の形態は大きく2つあります

1. 法人（株式会社と合同会社があります）

2. 個人事業主

法人と個人事業主の長所・短所

	長所	短所
法人	<ul style="list-style-type: none">・ 税制面の優遇が多い 例) 社長の給与・ 取引や融資の際に信用がある 会社との取引の時に、会社を持っていると圧倒的に有利・ 第三者による保証が必要とならない場合が多い	<ul style="list-style-type: none">・ 社会保険加入による支出増⇒毎月数万円はかかる・ 登記費用がかかる⇒10万円～20万円・ 赤字であっても税金は発生⇒約7万円・ 個人契約よりも利用料が高くなるサービスがある (NTT固定電話料金、自動車保険料、家賃等) ⇒大森コメントあり・ 事務コストの負担増⇒税理士法人に依頼は必須
個人事業	<ul style="list-style-type: none">・ 開業届を税務署に出すだけで気軽に事業を始められる→出すのがMUSTではないが、開業届を出した方が有利・ 赤字であれば税金は発生しない	<ul style="list-style-type: none">・ 税制面での優遇が少ない⇒実は・・・・ 信用面で不利に働く ⇒屋号を工夫・ 保証人が必要な場合は、第三者に頼む必要がある

法人設立、個人事業開始のフロー

法人

会社印鑑作成

定款作成
定款認証

出資金払い込み
入金証明取得

登記申請

登記簿謄本
取得

開業届提出

個人事業

開業届提出

株式会社設立時にかかる費用詳細

会社印鑑作成費	1,000円～ 大森の場合：ネットで発注
定款認証	定款認証手数料：5万円⇒これは固定。 公証人役場で支払う。 印紙代：4万円⇒電子認証だと0円になる。絶対電子認証で行ないましょう！ 謄本交付料：2,000円
登記費用	登記免許税：資本金の金額×0.7% 最低額は15万円⇒ところがこの税自体が 商工会議所の創業塾を受講したりすると安くなる場合がある。半額とか・・・ 謄本取得手数料：書面一通600円 印鑑証明書取得手数料：書面一通450円 司法書士に頼むとしたら更に数万円??⇒大森の場合：自分で行なった

合同会社設立時にかかる費用詳細

会社印鑑作成費	1,000円～ 大森の場合：ネットで発注
定款認証	定款認証手数料：不要 印紙代：4万円⇒電子認証だと0円になる。絶対電子認証で行ないましょう！ 謄本交付料：2,000円
登記費用	登記免許税：資本金の金額×0.7% 最低額は6万円⇒ところがこの税自体が商工会議所の創業塾を受講したりすると安くなる場合がある。半額とか・・・ 謄本取得手数料：書面一通600円 印鑑証明書取得手数料：書面一通450円 司法書士に頼むとしたら更に数万円??

ということで合同会社設立費用は株式会社設立費用と比べて14万円安い！



社会保険費用の比較（法人・個人事業）①

事業主の想定：年収700万円とします（事業所得の場合700万円） 単身、35歳

法人	健康保険料：708,000円（年額） 厚生年金保険料：1,287,120円（年額） ※保険料は、法人と個人で折半＝半額は法人の経費となる ※厚生年金保険料は、国民年金保険料よりも高く、 給与の18.3%（法人と個人の負担合計）となる
個人事業	国民健康保険料：730,000円（年額） 国民年金保険料：195,120円（年額）

社会保険費用の比較（法人・個人事業） ②

従業員がいない場合

保険	法人	個人事業主
健康保険	健康保険：会社と個人で折半	国民健康保険：全額自己負担
年金	厚生年金保険で会社と個人で折半	国民年金保険：全額自己負担
労災保険	特別加入可能	
雇用保険	加入できない	

従業員がいる場合

保険	法人の場合の支払い条件	個人事業主の場合の支払い条件
健康保険	強制加入（会社と従業員で折半）	従業員が5人以上になると保険料の半額を事業主が支払う
年金	強制加入（会社と従業員で折半）	従業員が5人以上になると保険料の半額を事業主が支払う
労災保険	従業員を1名でも雇った場合は、法人・事業主が全額支払う必要がある	
雇用保険	従業員を1名でも雇った場合は、法人・事業主が保険料一部支払う	

事業年度の比較（法人・個人事業主）

法人	<p>1事業年度を12ヶ月にして、月末を決算日にするのが一般的 例) 4月1日～翌3月31日 1月1日～12月31日⇒大森の場合 事業年度終了日翌日から2ヶ月以内に法人税申告が必要。 ⇒事業年度最終月を決算月と言います。</p>
個人事業主	<p>1月～12月の1年間に決まっています 確定申告が必要 申告期限は3月15日（原則） E-Taxというインターネット手続き増える</p>

税金の比較（法人・個人事業主）

法人の場合
（法人税）

資本金1億円以下	年間800万円以下の部分	15%
	年間800万円以上の部分	23.2%
資本金1億円超		23.2%

個人事業主
の場合
（所得税）

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円～1,949,000円	5%	0円
1,950,000円～3,299,000円	10%	97,500円
3,300,000円～6,949,000円	20%	427,500円
6,950,000円～8,999,000円	23%	636,000円
9,000,000円～17,999,000円	33%	1,536,000円
18,000,000円～39,999,000円	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

個人事業主の場合は、青色申告制度を利用すると税務上特典有り

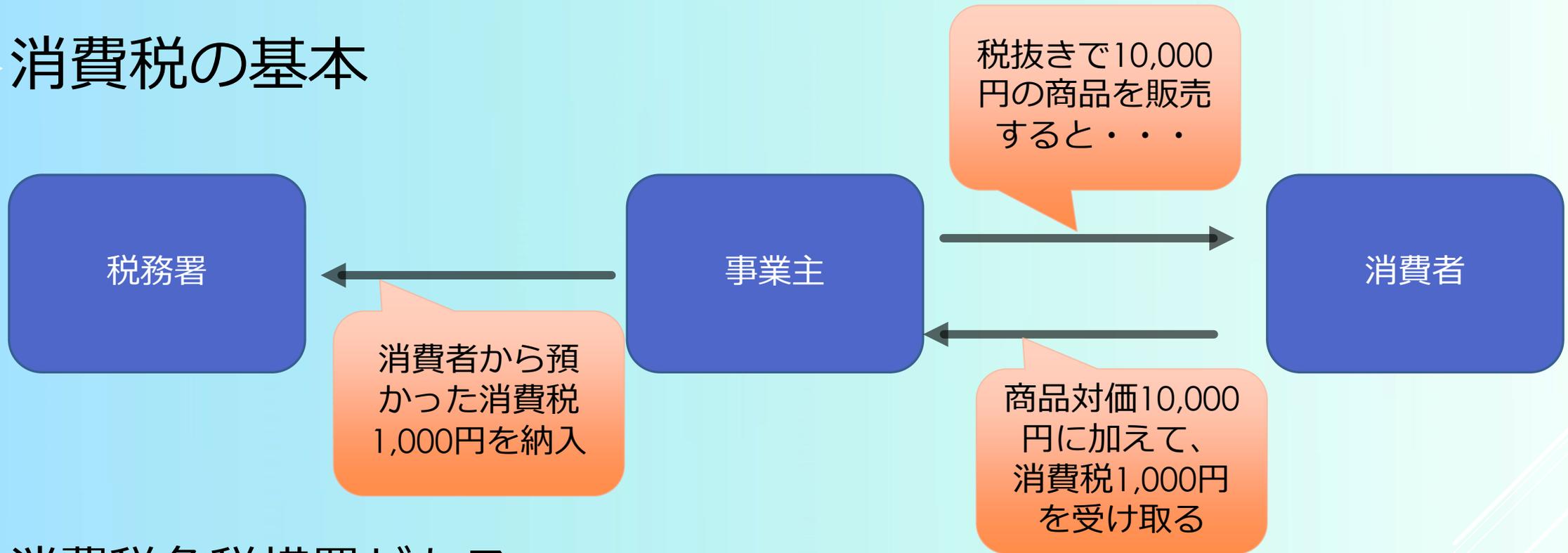
- ▶ 青色申告特別控除で最大65万円の所得控除になります
- ▶ 青色申告で、30万円未満の固定資産が全額経費になります

法人の場合は青色申告当たり前（休眠会社以外）

- ▶赤字を10年間繰り越すことができる“純損失の繰り越し控除”
- ▶納めた税金が戻ってくる“純損失の金額の繰り戻し”
- ▶30万円未満の固定資産が全額経費になる“少額減価償却の特例”
- ▶所得控除、税額控除などもある・・・

消費税に関するノウハウは昨年まで

▶ 消費税の基本



▶ 消費税免税措置がある

- ・ **2年前の売上げが1,000万円以下の場合、消費税を納める必要が無い！**
= 一般に会社設立初年度と2年目は消費税を納める必要は無い。
- ・ ただし法人設立時の資本金が1,000万円以上の場合は、初年度から法人税納税義務が有る
- ・ さらに前年度上半期の売上げが1,000万円超えた場合も、消費税納税義務を負う。

代わりに始まったのがインボイス制度

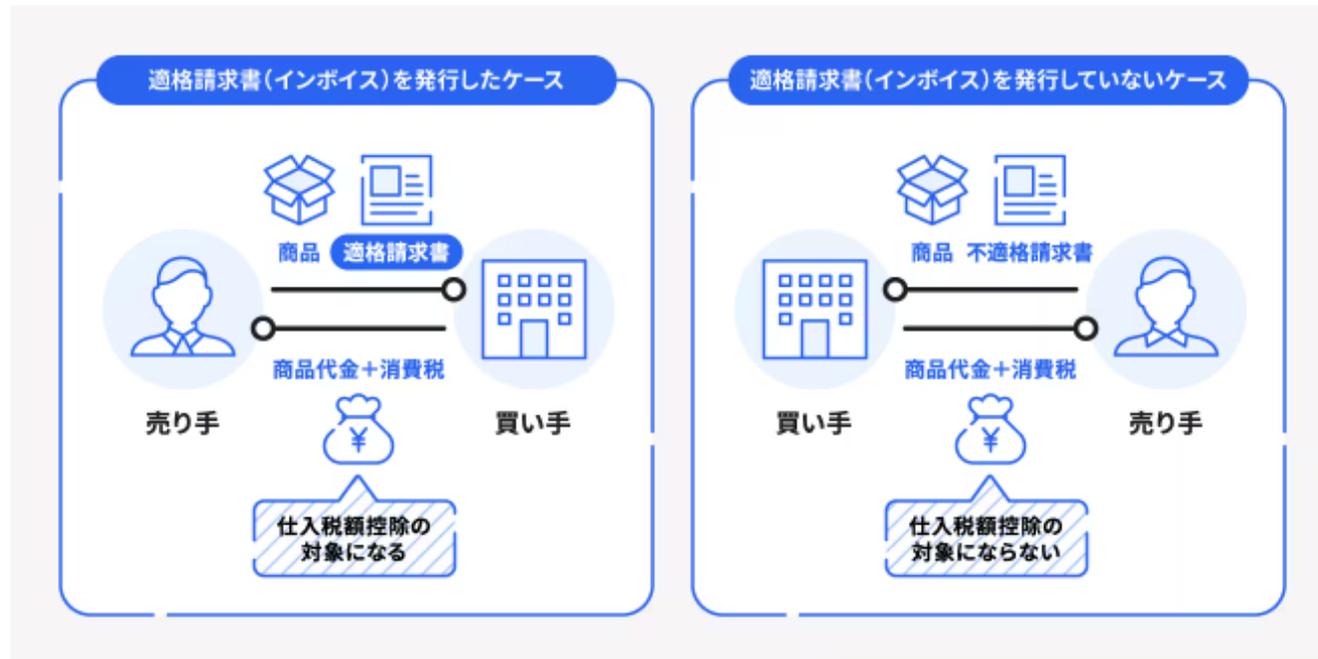
インボイス制度とは？→複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方式で、正式名称は「適格請求書等保存方式」です。

つまり、適格請求書がなければ仕入税額控除は適用されません。

インボイス制度導入後の変化



売り手である取引先から発行された適格請求書を保存している取引のみ仕入れ税額控除の対象となる



結局法人と個人事業主どちらが良い？

- ▶ 開業コストが少ない、事務手続き簡便さは個人事業主が有利
- ▶ 開業後の維持費用が少ないのも個人事業主
- ▶ 社会的信用度は圧倒的に法人 特に株式会社
- ▶ 許認可や資金調達の面では法人開業が有利

- ▶ 初めは個人事業主⇒目安として年間売上げが1,000万円超えた場合若しくは利益が50万円を超えたくらいで法人になるのがおすすめ⇒というのはある人の意見

会社を作るには？

- ▶ 株式会社か合同会社 株式会社のほうが信用度はある
- ▶ 会社設立時に費用が少ないのは合同会社
- ▶ 会社設立において司法書士に頼まなくても様々な手続きは出来る
- ▶ 会社設立後は、会計は顧問税理士法人に頼むのが原則
- ▶ 経費にすることだけを考えるのであれば個人事業主でも可能。そこから始める手もある（と一般には良く言われる）

会社設立FREEEのサイト

[freee会社設立](#)で出力できる書類の一部を紹介します。

- [定款](#)
- [登記申請書](#)
- [法人設立届出書](#)

その他、出力可能な書類は[こちらのリンク](#)をご確認ください。

電子定款の作成も可能、キャンペーンで費用が無料に

コストを削減したいなら紙定款よりも、収入印紙代がかからない電子定款がおすすめです。

[freee会社設立](#)は電子定款の作成にも対応しています。約35,000円のコストを削減でき、機器の用意も必要ありません。

今ならクラウド会計ソフト「[freee会計](#)」もしくは人事労務ソフト「[freee人事労務](#)」の年間契約で電子定款の作成代行費用5,000円が無料になるキャンペーンを実施中！ぜひ[freee会社設立の電子定款](#)をご利用ください。



freee年間会員
特典

電子定款
作成
代行費が

通常5,000円→0円に!

特典の適用手順をみる ▶

ガイドに沿って手続きすれば設立完了

会社設立時には、法務局や年金事務所など様々な場所で手続きをする必要があり、必要書類や提出先などを調べるだけでも非常に時間がかかります。

会社設立の費用を最小限に



freee会社設立がおすすめな理由

- 1 書類作成が簡単！そして無料
- 2 サポートも充実
- 3 実績多数で安心

[書類作成してみる\(無料\)](#)



3. 節税のための経費に関するノウハウ

何が経費に出来るか？～代表的なものを挙げます～

法人でないと経費にできないもの

- ▶ 自分の給与 = 役員報酬
- ▶ 出張旅費規程を作って、自分・従業員の出張手当
- ▶ 役員地代家賃（全てではない）
- ▶ 経営セーフティ共済 年間MAX240万円
- ▶ 生命保険の一部（だいぶ基準が厳しくなっているとのこと）

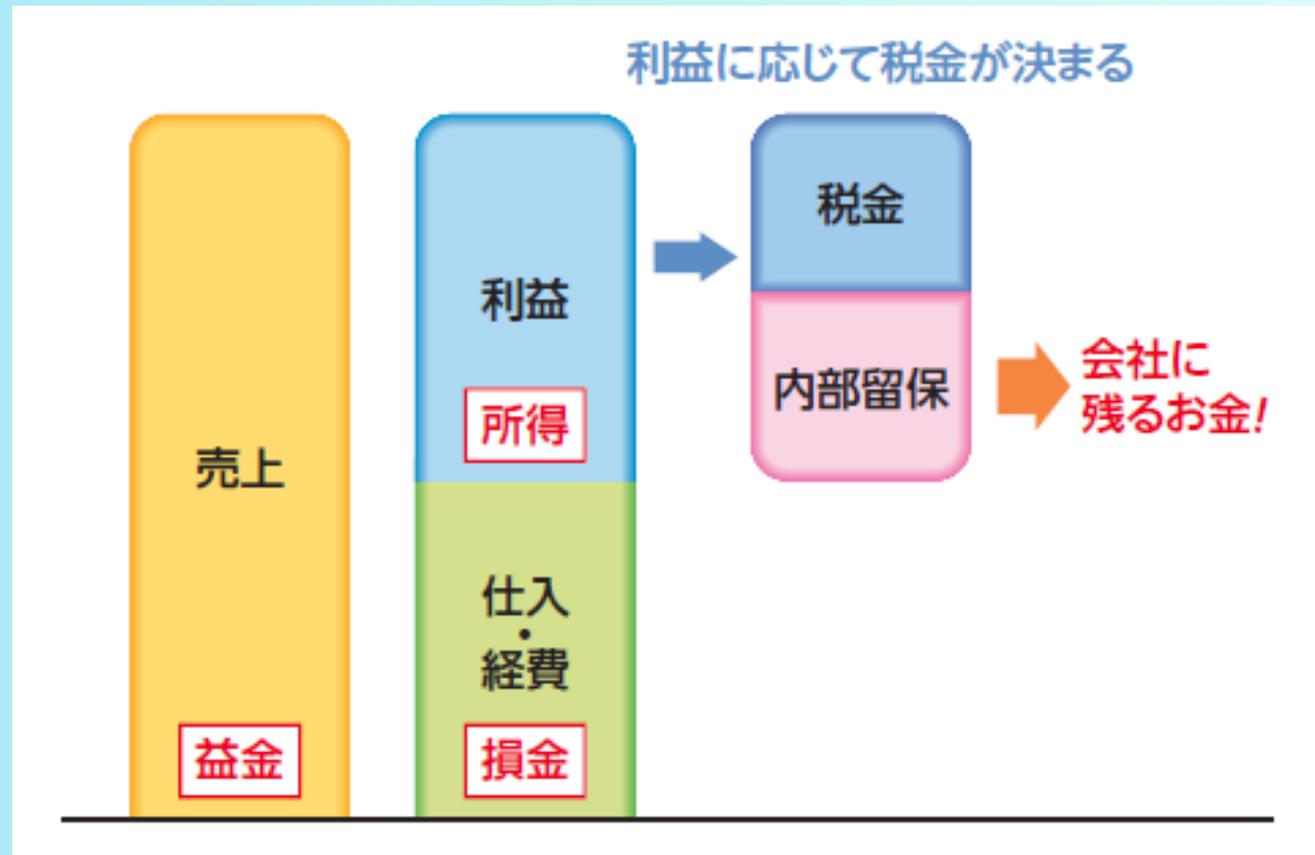
法人でも個人事業主でも出来るもの

- ▶ 研修費、旅費交通費、新聞図書費、通信費、交際費、外注費等
- ▶ 小規模企業共済年間MAX82万円

経費はタダになることではない

- ▶ サラリーマンのときの経費精算のマインドを持っていると勘違いする
- ▶ すなわち飲食代とか交通費が無料になるわけでない！
- ▶ 法人としては経費が多ければ節税になることは間違いはない
- ▶ イメージ：経費分の2割くらいが節税になる（単純計算すればわかる。利益 × 税率で法人税が決まるから）

法人税の仕組み



みんなの会計事務所 サイトから引用

質問3

今までの話を聞いて、
会社を作りたいと思いましたか？

本日のまとめ

- ▶ 起業のすすめをお話ししました！
- ▶ 会社を作りましょう！という話をしました
- ▶ （会社を作らない場合でも）経費での節税ノウハウをお伝えしました

おまけ：新しい働き方クラブと 親和性高い法人の制度が始まりました

- ▶ “労働者協同組合”
- ▶ 労働者協同組合は、2022年、労働者協同組合法が施行されて設立された新たな法人の形態
- ▶ 労働組合と名前が似ていて紛らわしいが、そこで働く労働者自身が主として出資し、労働者自身によって所有・管理される協同組合
- ▶ メンバー全員が「出資・経営・働き手」の役割を担うこと^[4]、働く者が「労働者」として明確に位置づけられたことが大きな特徴とされる。
- ▶ NHKの報道によれば2023年4月現在、日本の労働者協同組合の事業運営に充てる出資金は、1人あたり1万円から5万円に設定されている組合が多い^[5]。